	十八　北緯三十五度四十五分十秒、東経百三十五度五十八分五十秒の点 十九　北緯三十五度四十四分二十五・〇二秒、東経百三十五度五十九分七・〇一秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び福井県警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象原子力事業所の区域及び対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十八　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　高速増殖原型炉もんじゅ

対象原子力事業所の所在地	対象原子力事業所	対象原子力事業所の区域	対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域
白木二丁目一番地	福井県敦賀市	白木二丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	福井県敦賀市白木一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目並びに明神町（次の図面に示す部分に限る。）
竹波及び丹生（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	福井県三方郡美浜町	一　北緯三十五度四十四分五十九・八六秒、東経百三十六度〇分四・三二秒の点 二　北緯三十五度四十五分十四秒、東経百三十五度五十九分五十三秒の点 三　北緯三十五度四十五分十七秒、東経百三十五度五十九分二十六秒の点 四　北緯三十五度四十五分十二秒、東経百三十五度五十九分七秒の点 五　北緯三十五度四十四分五十九秒、東経百三十五度五十八分五十三秒の点 六　北緯三十五度四十四分三十四秒、東経百三十五度五十八分十五秒の点 七　北緯三十五度四十四分十六秒、東経百三十五度五十八分十秒の点 八　北緯三十五度四十四分六・二七秒、東経百三十五度五十八分十二・八二秒の点	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と八に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域

	十九　北緯三十五度四十五分十秒、東経百三十五度五十八分五十秒の点 二十　北緯三十五度四十四分二十五・〇二秒、東経百三十五度五十九分七・〇一秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び福井県警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象原子力事業所の区域及び対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十九　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　新型転換炉原型炉ふげん

対象原子力事業所の所在地	対象原子力事業所	対象原子力事業所の区域	対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域
明神町三番地	福井県敦賀市	明神町（次の図面に示す部分に限る。）	福井県敦賀市浦底、立石及び明神町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
		一　北緯三十五度四十四分四十五・一九秒、東経百三十六度二分〇・一七秒の点 二　北緯三十五度四十四分四十九秒、東経百三十六度二分三秒の点 三　北緯三十五度四十五分三秒、東経百三十六度二分五秒の点 四　北緯三十五度四十五分三十秒、東経百三十六度一分五十六秒の点 五　北緯三十五度四十五分四十秒、東経百三十六度一分四十秒の点 六　北緯三十五度四十六分六秒、東経百三十六度一分十五秒の点 七　北緯三十五度四十六分十秒、東経百三十六度〇分五十秒の点 八　北緯三十五度四十六分〇秒、東経百三十六度〇分二十秒の点 九　北緯三十五度四十五分三十秒、東経百三十六度〇分四秒の点 十　北緯三十五度四十五分五・〇三秒、東経百三十六度〇分八・〇六秒の点 十一　北緯三十五度四十四分三十・〇三秒、東経百三十六度一分三十八・〇四秒の点 十二　北緯三十五度四十四分三十四・九五秒、東経百三十六度一分五十一・八八秒の点	一から十までに掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十一に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域並びに十一から十二までに掲げる点を順次に結んだ線及び十一に掲げる点と十二に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域